

別海町議会会議録

第1号（平成23年11月15日）

○議事日程

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第51号 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第52号 損害賠償額の決定について |
| 日程第 6 | 議案第53号 財産の取得について |
| 日程第 7 | 議員の派遣について |

○会議に付した事件

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期決定の件 |
| 日程第 3 | 町長あいさつ及び提出案件の概要説明 |
| 日程第 4 | 議案第51号 別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第52号 損害賠償額の決定について |
| 日程第 6 | 議案第53号 財産の取得について |
| 日程第 7 | 議員の派遣について |

○出席議員（17名）

- | | | | |
|------|--------------|------|---------|
| 1 番 | 木 嶋 悦 寛 | 2 番 | 松 壽 孝 雄 |
| 3 番 | 森 本 一 夫 | 4 番 | 今 西 和 雄 |
| 5 番 | 西 原 浩 | 6 番 | 沓 澤 昌 廣 |
| 7 番 | 小 林 敏 之 | 8 番 | 安 部 政 博 |
| 9 番 | 瀧 川 榮 子 | 10 番 | 山 田 信 |
| 11 番 | 丹 羽 勝 夫 | 12 番 | 松 原 政 勝 |
| 13 番 | 戸 田 博 義 | 14 番 | 戸 田 憲 悦 |
| 15 番 | 中 村 忠 士 | 16 番 | 佐 藤 初 雄 |
| 議 長 | 18 番 渡 邊 政 吉 | | |

○欠席議員（1名）

- 副議長 17 番 安 田 輝 男

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	総 務 部 長	小 守 正
福 祉 部 長	田 村 秀 男	産 業 振 興 部 長	土 井 一 典
建 設 水 道 部 長	根 本 幸 三	教 育 部 長	大 島 登
監 査 委 員 事 務 局 長	半 田 雅 代	農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男
病 院 事 務 長	真 籠 毅	会 計 管 理 者	上 月 昭 彦
総 務 部 次 長	有 田 博 喜	福 祉 部 次 長	松 本 光 永
福 祉 部 次 長	齋 藤 英 彦	産 業 振 興 部 次 長	笠 原 悦 雄
建 設 水 道 部 次 長	天 田 豊	総 務 課 長	宮 部 正 好
総 合 政 策 課 長	有 田 博 喜	財 政 課 長	竹 中 仁
町 民 課 長	齋 藤 英 彦	特 養 建 設 準 備 室 長	松 本 光 永
環 境 特 別 推 進 室 長	登 藤 和 哉	水 産 み ど り 課 長	笠 原 悦 雄
管 理 課 長	小 西 健 夫	事 業 課 長	天 田 豊

○議会事務局出席職員

事 務 局 長	佐 藤 次 春	主 幹	山 田 一 志
---------	---------	-----	---------

○会議録署名議員

1 番	木 嶋 悦 寛	2 番	松 壽 孝 雄
3 番	森 本 一 夫		

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） ただいまから、平成 23 年第 5 回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。なお、欠席議員は、17 番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議長において指名いたします。

1 番木嶋議員、2 番松壽議員、3 番森本議員、以上 3 名を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第 2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 町長あいさつ及び提出案件の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第 3 町長からあいさつ及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） 皆さんおはようございます。本日、平成 23 年第 5 回の別海町議会臨時会を開催をさせていただきました。議員各位には、それぞれ大変御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本臨時会に提出をさせていただきました議案の概要について御説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました案件につきましては、議案 3 件でございます。

議案第 51 号につきましては、別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。本件は、本別海振興住宅のうち、老朽化が著しい 1 棟につきまして用途廃止をいたしたく、本条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第 52 号につきましては、損害賠償額の決定についてでございます。本議案につきましては、7 月 22 日に発生した、本町所有のし尿処理収集車による路外逸脱事故において、国道路肩及びのり面を損傷し、北海道開発局からの工事施行命令に従い工事が完了したもので、この事故による損害賠償額を決定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 53 号は、財産の取得についてでございます。本件につきましては、9 月定例会

で予算議決を賜りました別海町資源循環施設を取得するに当たり、建物にかかわる売買予定価格が1,500万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、3件の案件を提出させていただきましたが、それら3件、臨時会において御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、議案の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

本臨時会に提出されております日程第4 議案第51号から日程第6 議案第53号までの3件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第51号から日程第6 議案第53号までの3件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第51号

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 議案第51号別海町地域振興住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（小西健夫君） 議案第51号の内容を説明いたします。

このたびの条例改正は、本別海地区の地域振興住宅1棟1戸を廃止するのに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

今回廃止する地域振興住宅は、昭和49年9月に町の職員用保母住宅として、別海町本別海2番地158に建設され、その後、平成4年9月に用途を変更し、本別海地域振興住宅として賃貸をしておりましたが、築後37年を経過し、老朽化が著しく、内部改修や耐震化には多額の費用がかかることと、去る9月22日の台風15号の強風により、トタン屋根及び外壁がはがれる被害を受けております。また、平成22年10月の退居後は、入居の公募をかけても応募者がいなく、現在は空き家となっていることから、地元町内会とも協議した結果、廃止することとしたものであります。

なお、廃止後の住宅については、老朽化が進み危険があるため、普通財産に所管がえ後、財政課において、現行予算により年度内に取り壊し撤去する予定となっております。

改正の内容は、別表の本別海地域振興住宅の位置を改めるものでございます。

議案書の1ページをお開きください。

議案を朗読させていただきます。

別海町地域振興住宅の一部を改正する条例。

別海町地域振興住宅条例（平成4年別海町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表（第2条関係）本別海振興住宅の項を次のように改める。

本別海振興住宅、別海町本別海1番地28。

附則、この条例は公布の日から施行する。

なお、新旧対照表につきましては別冊の議案資料1ページを御参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 5 1 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 5 1 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。
これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。
これから、採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 5 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 5 2 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 5 議案第 5 2 号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 議案第 5 2 号損害賠償額の決定について、内容説明をいたします。

本件につきましては、別海町西春別 2 2 番地の 1 5 地先、国道 2 4 3 号で発生した、し尿収集車路肩逸脱事故の損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、損害賠償額の決定に至る経緯について御説明申し上げます。

本年 7 月 2 2 日 1 3 時 1 0 分ころ、国道 2 4 3 号西春別 2 2 番地の 1 5 地先において、本町が所有するし尿収集車を借り受け、し尿収集委託業務を行っている事業者が、国道 2 4 3 号を西春別方面から中西別方面に運転中に、栄進会館手前の交差点において、後方から追い越してきたバイクが急にし尿収集車の走行車線に割り込んできたことにより、し尿収集車の運転者はバイクとの接触事故を避けるため、左路肩へよけたところ、路外に逸脱し、国道交差点の路肩及びのり面を損傷したものでございます。

この路肩及びのり面を損傷したことに伴う損害賠償に関し、道路管理者の北海道開発局から、8 月 1 9 日付で工事施行命令書の通知がございましたので、本命令書に従い復旧工事を行い、本年 9 月 1 4 日に工事が完了したため、損害賠償の額を決定するものでございます。

内容といたしまして、1、損害賠償の額、3 9 万 9, 0 0 0 円。2、損害賠償の相手方は、北海道開発局でございます。

なお、北海道開発局からは、工事施行命令に伴う復旧工事については、検査の上、すべて復旧されたことを確認した旨の工事完成確認書を本年 1 0 月 6 日付で受領しております。

また、復旧工事の施工業者には、工事の支払条件として、工事完了後、工事費、損害賠償金でございますが、別海町議会の議決を受けた後、請求を受け、3 0 日以内に支払うこ

ととしていることを申し添えておきたいと思います。

以上で、議案第52号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第52号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第53号

○議長（渡邊政吉君） 日程第6 議案第53号財産の取得についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） 議案第53号の内容を説明いたします。

議案の3ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、取得価格が1,500万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、不動産、土地でございますが、取得が1,500万円に満たないため、本案は、施設のみの取得にかかわる議会の議決であることを申し添えます。

最初に、議案本文を朗読いたします。

取得する財産の種類及び数量、建物、所在、別海町中西別108番地2、構造、軽量鉄骨平屋建て、延べ床面積1,123.42平方メートル。

取得の方法、見積もり合わせによる随意契約でございます。

取得価格、2,281万7,100円。うち、消費税及び地方消費税額は108万6,528円でございます。

取得の相手方、札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号、独立行政法人土木研究所、寒地土木研究所所長川村和幸。

次に、本案提出までの経過について御説明いたします。

見積もり合わせの執行は2011年11月2日に、札幌市の寒地土木研究所で行われ、別海町のみによる単独見積もり合わせでございました。5回目の見積もり合わせで、総額2,700万円で落札し、現在、仮契約中でございます。なお、施設納期は平成24年2月29日までとなっております。

次に、取得する財産の内容につきまして、議案資料で御説明いたします。議案資料の3ページをお開きください。

当該内訳書につきましては、敷地を含めた一覧となっておりますが、敷地につきまして

は、本案件対象外であるため、参考として記載していることを申し添えます。この施設は、資源循環施設利活用整備事業で取得するもので、農業の生産性の向上とあわせ、環境への負荷軽減、エネルギー自給率向上、臭気削減効果にも配慮した環境保全型農業の確立を目指すものでございます。

取得施設名、別海資源循環施設。

続きまして、主要諸元について御説明いたします。管理棟、実験棟、機械器具庫、融解施設上屋等の建物、給排水設備や受変電設備等の建物附属設備、屋外排水設備や構内配電線路等の構築物、消化液貯留槽施設や固形ふん尿前処理施設等の機械及び装置、熱利用ハウス設備や堆肥発酵設備等の工具、器具、備品でございます。

なお、資料2ページには、議案記載内容と同じ取得する財産の種類及び数量を記載しており、また、資料4ページ、5ページには、施設位置図と配置図を記載しております。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第53号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

13番戸田博義議員。

○13番（戸田博義君） ただいま説明がございましたけれども、この土地でございますけれども、この価格に入っていないと、こういうことでございますので、この土地は町の土地なのか、それともだれかの、個人の所有地なのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） お答えいたします。この底地につきましては、町のものでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の説明をお聞きしていて、この施設と土地含めての金額として出てきたのかなというふうに思うのですが、2,700万円というような金額が出てきました。そこをちょっと確認したいのです、内容を教えてください。

○議長（渡邊政吉君） 環境特別推進室長。

○環境特別推進室長（登藤和哉君） お答えいたします。

先ほど言いました2,200万円余りのものは、あくまで施設取得のための金額でございまして、総額2,700万円、これは土地を含めた値段でございますので、差分が土地分の金額となります。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに御質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 反対の立場で討論します。

これは、9月の定例議会でも論議をされてきたところでありますが、このように取得するという議案になりまして今回出されているものですから、改めて私の考え、立場を表明

することとしたいと思います。

当初の計画では、この財産については無償譲渡という形で計画が進んできました。途中で、国の判断としては、無償譲渡には問題があるというふうに国の判断が示された点での報告はありました。しかし、町の方針を変えたという明確な表明はありませんでした。具体的に言うと、その後も町は、形を変えての運営ができないかというような点での追求があったかというふうに思います。この無償譲渡に向けて、あくまでも努力すべきだという点が私の主張であります。そういう観点から、無償譲渡に向け、どのような努力を町がしてきたのか、それから、見通しが甘かったのではないかという指摘に対して、町長からの明確な御答弁はありませんでした。議事録に基づいて根拠を示している私の指摘に対し、町長は何の根拠もないものとして、あるいは生産的ではないと逆非難をされました。ここにも大きな問題点を感じます。

私は、この施設は今後も運用していく必要があると考えている一人であります。だからこそ、今までの経緯を正確に検証して、反省すべきは反省しながら前に進むべきであります。反省がなければ、今後の正しい見通しも立てられない、そういう心配が大変強くあります。そういう点で、この取得には問題があると考え、反対いたします。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） それでは、次に賛成者の議員の討論をお願いします。

13番戸田議員。

○13番（戸田博義君） 取得についての賛成の討論をいたします。

本件につきましては、9月定例会において補正予算は可決してございます。そのときにも、ただいま反対の討論がありましたが、いろいろと議事録の精査等も行い、私は議論は尽くされたと、このように思っております。この施設を利活用していくことへの合意はなされているものと理解しているところであります。施設の活用についても、地域エネルギー、特にバイオエネルギーの有効性、将来性を考えたとき、この施設の取得に問題がないものと思います。地域の農家の要望、運営体制も確立されていることから、取得については賛成をいたします。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立による採決をいたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（渡邊政吉君） 起立多数であります。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議員派遣の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第7 議員派遣の件を議題といたします。

内容については、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(渡邊政吉君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成23年第5回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時35分

◎町長あいさつ

○議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

○町長(水沼 猛君) 第5回の臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきまして、議案3件の御決定を賜りましたことに心から厚く御礼をまず申し上げます。

ここで、4点ほどでございますが、御報告を申し上げます。

まず1点目につきましては、野田首相のTPP交渉参加表明についてでございます。

野田首相のTPP交渉参加表明につきましては、十分な情報開示や説明責任を果たすことなく、また、国民的議論もないまま、APECの日米首脳会談において、TPP交渉参加について、交渉参加に向けて関係国と協議に入ると米国オバマ大統領に伝えられました。この席で、野田首相におかれましては、慎重論も強かったが、日本を再生し、豊かで安定したアジア太平洋の未来を切り開くため自分自身が判断したと述べまして、TPP交渉参加に慎重論が根強かったことも素直に伝えたとの現地の報道であります。

しかしながら、今、野田首相が行うべきことは、原則10年後に関税撤廃となるTPP参加交渉ではなく、多くの若者が農林漁業者につく夢を実現し、未来に引き継げる政策を、国民的議論の中に食料需給を安心・安全な体系に整えることが先決であります。

私は、別海町民への壊滅的影響を及ぼすTPP交渉は断固反対の立場であり、TPP参加阻止に向け、今後も、町民、そして関係団体とともに反対への動きを強め、TPP交渉参加が農林漁業を初めとする地域経済や国民生活にいかなる影響を及ぼすか、今後の交渉経過と政府の対応を注視してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、東日本大震災により生じた災害廃棄物の受け入れに伴う再調査についてでございます。

本年3月11日に発生した東日本大震災により生じた災害廃棄物の受入検討状況調査について、先般の9月定例会の一般質問で災害廃棄物の広域処理に関する御質問についてお答えしたところでございますが、その後、10月25日付で環境省から北海道を通じて再調査の依頼がありました。

結論から申し上げますと、今回の再調査については、本町の浸出水処理施設では放射性物質を完全に除去できる確証が得られなかったことから、河川への流出による基幹産業へ

の影響や風評被害、住民の健康被害などを考慮して、10月31日付で、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れられないと回答をしたところでございます。

このことについての経緯について若干申し上げたいと思いますが、まず、震災後、4月の環境省からの調査時点においては、災害廃棄物の性状については未確定要素が多分にある中での回答依頼ということでの通知がございました。この時点では、一般的に市町村が受入可能な性状であることを前提とした受入可能量の調査でありまして、災害廃棄物の性状が確認できた時点で改めて所要のデータを示し、再検討を願うというものでございましたので、本町といたしましても、この大震災は国難であると受けとめ、被災地支援の一助として、年間処理量と同量程度の500トンを受入可能として回答をいたしたところでございます。したがって、4月の調査時点では、国においても放射性物質のことは想定していない状況での調査であり、大半の市町村もそのように受けとめていたものでございます。

しかしながら、その後、4月の調査で想定していなかった大きな問題として、福島原発事故により放出された放射能による、がれき汚染の広域処理が浮上してきたところでございます。このことについては、去る10月17日に北海道が災害廃棄物に係る意見交換会を開催し、環境省からも国の考えを示されたところでございますが、参加した道内各市町村からの質問に対して、廃棄物処理についての安全対策、安全の根拠についての明確な説明がなされなかったこともあり、私といたしましては、町民の健康被害、基幹産業に影響を及ぼすような風評被害は絶対に出さないことが受け入れの大前提であると申し上げてきたとおり、被災地の方々の心情を思うと大変お気の毒とは思いますが、今回の再調査において、放射性物質及びこれらに汚染されたものは受け入れられないとの判断をしたところでございます。

また、このことにつきましては、道内の各市町村それぞれの問題ではなく、少なくとも近隣市町村、特に根室管内1市4町は歩調を合わせないと意味がございませんので、担当部署には情報の把握と情報交換を密にするように指示をしているところでございます。

なお、今回の再調査については、管内1市4町及び広域連合においても同じ方向性で回答していることを申し添えておきたいと思っております。

3点目は、町立別海病院の医師の状況について御報告をいたします。

既に新聞報道がされておりますが、10月から不在となっておりました小児科医が確保され、11月7日から勤務を開始しております。その小児科医は橋本浩先生51歳で、本年6月に、母親の看病のため、勤務されていた中国・上海の病院を休職され帰国をされていた際に、本年7月から9月末までの3カ月間という約束で本院小児科に勤務をしていた方でございます。一度、上海に戻られましたが、患者さんや病院スタッフからの評判もよかったことから、ぜひ、再度、勤務していただけないかと折衝を続けておりましたところ、11月からの本院勤務を選択をしていただきました。ただし、御家族が中国に在住していることから、3カ月間本院勤務を行い、1カ月間は中国で過ごすことの繰り返しとなります。不在の1カ月間については札幌医大などの出張医で補いますが、安心・安全なお産を継続させること、新病院開設に伴い医師の安定的な確保が必要なことから、小児科については、さらにもう1名の常勤医確保に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

4点目は、普通財産の無償貸し付けについてでございます。

去る10月14日、特定非営利活動法人スワンの家理事長吉野宮子氏から、別海町別海

常盤町２８２番地２及び２９２番地１０の土地、役場前の国道の南側で町が敷地造成を行った用地ですが、その１，６９１．９１平米、これを無償での貸付要請がございまして、高齢者、障がい者、児童等が日常的に交流できる共生型小規模福祉施設の用地として、施設建設後の法人による自立した管理運営に期待をしながら、無償で貸し付けすることを決定し、１０月１８日付で町有財産使用貸借契約を締結いたしましたので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

報告事項については、以上でございます。

次に、今後の日程でございますが、１１月２１日、来週月曜日には、町の表彰式を予定しております。例年でございますと年明けに行っておりましたが、ことしから年内に挙行することといたしました。御多忙中とは思いますが、議員各位の御臨席を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、この後、今後、１１月２８日月曜日でございますが、職員の給与改定に伴います条例改正案を御審議を賜りたく、臨時会の開催を予定をいたしております。

そして、１２月定例会の開催を、１２月１３日火曜日からですが、予定をしておりますので、ぜひ日程の調整をしていただきますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、これから師走を迎え、何かと慌ただしくなっておりますが、地域の皆様方への安全運転への喚起を引き続きお願いを申し上げますとともに、交通事故には十分気をつけていただきますことをお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） それでは、町長を初め職員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員